

平成30年岐阜県豚コレラ対策検証報告

その2

～2例目（岐阜市畜産センター公園）事案を受けた緊急点検～

平成30年11月30日

岐阜県豚コレラ検証作業チーム

本検証について

国内で26年ぶりに岐阜市内で確認された豚コレラ^{とん}について、9月9日に豚コレラ患畜確定した後、各農場において防疫体制の徹底のほか、野生いのししからの感染防止対策などが実施されてきたが、11月16日に2例目となる豚への感染が同じ岐阜市内、岐阜市畜産センター公園（以下、畜産センターとする）で確認（疑似患畜が確定）された。

11月30日時点で1例目と同様、2例目の感染ルートも解明されていないが、これまでの各農場の防疫措置が適切だったのか、県の指導・確認状況は適切であったか、さらに今回豚コレラが確認された農場である畜産センターにおける防疫措置は適切であったのか、を緊急に調査した。

その結果、畜産センター及び他の農場における課題及び県の今後の取り組みについて改善及び強化する点を緊急に提案する。

【検証項目】

- (1) 県の防疫に関する指導及び各農場における防疫措置
- (2) 岐阜市畜産センター公園における防疫措置

1 県の防疫に関する指導及び各農場における防疫措置

事実関係

- ・ 9月9日以降、各農場は家伝法第12条の3に基づき、各自飼養衛生管理基準に基づいた防疫体制を整備、徹底し、県家畜保健衛生所においては家伝法第12条の5に基づき、各農場に対し、防疫対策の徹底について基本的な部分を含め多岐にわたる指導、助言がなされていた。

(参考) 家畜伝染病予防法第12条の3

「家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養にかかる衛生管理を行わなければならない」

(参考) 家畜伝染病予防法第12条の5

「都道府県知事は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われることを確保するために必要があるときは、当該家畜の所有者に対し、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより当該家畜の飼養にかかる衛生管理が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる」

(県の各家保から各農場への指導概要)

- ・ 9月9日 各農場に対し防疫措置の徹底について通知文書を発出。
- ・ 9月12日 各農場からの報告徴求開始（飼養豚の状況について、1日2回の報告を命じ、必要に応じ検査を実施すること）
- ・ 9月15日 岐阜市内で豚コレラ感染いのししが発見されたことを受け、各農場に保管されている飼料や排泄物、外部からの侵入防止措置について調査
- ・ 9月27日 第6回県家畜伝染病防疫対策本部本部員会議
→養豚場への侵入防止策を強化

- ・ 畜舎の周囲に設置する「電気柵」を県から貸与（9/20から設置開始）
- ・ 農場で使用する防疫資材（消石灰、防護服、長靴等）を配布（9/26から配布開始）

- ・ 10月10日 第7回県家畜伝染病防疫対策本部本部員会議
→農場における防疫体制を強化

<p>(1) 侵入防止対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養豚場へのワイヤーメッシュ柵の設置 従来 of 電気柵より強固なワイヤーメッシュ柵を畜舎の周囲に設置 (補助率2分の1。10/10 制度運用開始) <p>(2) 監視体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農場の防疫体制の点検強化に向けた立ち入り検査の実施 いのししの調査対象農場の防疫体制を強化するため豚コレラウイルス侵入防止対策の現地確認検査を新たに週1回実施。 <p>◇確認検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農場出入口の消毒設備設置状況 ・ 畜舎専用の防護服、長靴の使用実態 ・ 電気柵の設置など野生動物侵入防止対策の状況 等

- ・ 10月10日以降 週1回のウイルス侵入防止対策の現地確認として、飼養衛生管理基準項目をチェック表を活用し点検していた。

<p>対象農場：18農場 (11月15日までの最大) 立入回数計73回 (1農場あたり平均4回程度)</p>
--

(各県家畜保健衛生所から各農場への指導内容)

- ・ 現地確認検査ではチェック表による点検の結果、必要な個別指導を実施。主な指導状況は以下のとおり。※畜産センターへの指導除く

農場別	指導内容	指導日時
A農場	消毒薬の使用方法 (消毒用エタノールの使用方法を指導)	11月 7日
B農場	消毒薬の使用方法 (踏み込み消毒薬の変更を指示)	11月12日
C農場	野生動物等からの病原体の侵入防止方法 (防鳥ネットの設置を指示)	10月18日 10月24日 10月29日 11月 6日 11月12日
	野生動物等からの病原体の侵入防止方法 (電気柵が草に接触し無効になる恐れがあるため草刈を指示)	10月24日

	消石灰の散布方法 (雨降りの後にも散布するよう指示)	11月12日
D農場	野生動物等からの病原体の侵入防止方法 畜舎の構造上、全体を電気柵等で囲うことが困難 なため、部分的な柵の設置、消石灰の散布などによる防止策を指導	10月17日 10月24日 10月30日 11月8日 11月14日

※その他、岐阜市内で豚コレラ感染いのししが発見された9月15日以降、複数の農場において下記について指導・助言がなされた。

(県中央家保、中濃家保からの聞き取り)

- ・農場外周への電気柵の設置
- ・電気柵に加え、ワイヤーメッシュの設置
- ・堆肥をブルーシートで被覆
- ・踏み込み消毒薬の定期的な交換
- ・畜舎周囲への消石灰の定期的な散布
- ・(電気柵工事関係者など) 外来者への消毒の徹底 等

課題等

(農場の対応)

- ・ これまでの畜産センターを除く各農場の防疫措置に対する指導内容を見ると、「野生動物等からの病原体の侵入防止方法」「消毒方法」に関する内容に集中しているものの、監視対象の全農場数(18農場)から見ると一部の農場に集中し、かつ明らかにチェック要件を満たしていないものは無い。従って各農場は防疫措置上の重要な瑕疵はないものと思われる。

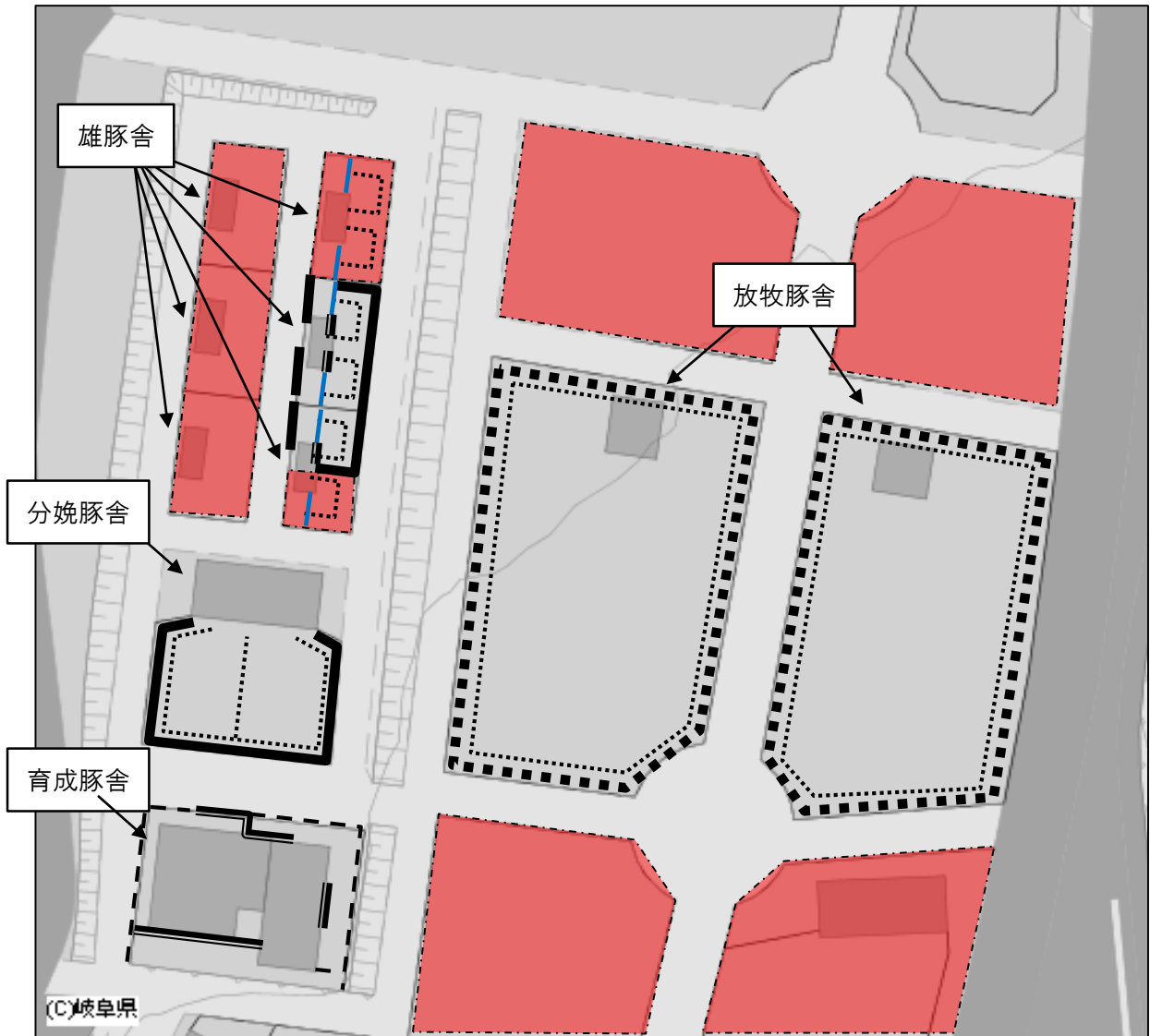
(県の対応)

- ・ 県による各農場への立入の際には、侵入防止対策の強化や消毒などの徹底について助言も行われていたが、チェック表があるのみで、詳細な記録は少なかった。全農場に共通する課題を抽出するためにも、飼養衛生管理基準の遵守状況についてチェック表のみではなく、詳細な記録を残すよう努めるべきである。(この点は11月5日に公表した検証においても指摘)
- ・ また、外部からのウイルス侵入防止という観点で、豚と野生いのししとの接触を防止する措置についてのチェック項目がないことから、新たにチェック項目を追加するなど、記録として明確に残す必要がある。

2 岐阜市畜産センター公園における防疫措置

事実関係

岐阜市畜産センター公園 豚舎配置図



■■■■■	電気柵 (H=60cm)	【新設】
.....	電気柵 (H=40cm)	【既設】
————	ワイヤーメッシュ	【新設】
- - - -	金網フェンス	【既設】
====	コンパネ	【新設】
■	使用されていない施設	

対応の推移 ■：指導に関する項目

日付	県中央家保の対応	岐阜市畜産センター公園の対応
9/ 9(日)	★岐阜市内の農場で<県内 1 例目>豚コレラ事案発生（患畜確定）	・豚エリアの一般公開を中止
9/10(月)	【立入調査】（※疫学関連農場への一斉立ち入り） →豚コレラを疑うような異常なし	
9/12(水)	・報告徴求開始（2回/日）	◇この時点で飼養 28 頭
9/14(金)	★岐阜市内で発見された死亡野生いのししで豚コレラ陽性を確認（県内 1 頭目、発見は 9/13）	
9/15(土)	【立入調査】（国疫学調査チームの同行）	
9/16(日)	【電話連絡】 ■夜間の放牧を中止するよう指導 ■豚舎毎に長靴を用意するよう指導	
9/17(月)	【立入調査】（衛生監視プログラムによる立入） ・臨床検査、検温等を実施 →豚コレラを疑うような異常なし ・電気柵設置場所を確認 ■豚舎周囲への電気柵設置を指導	
9/19(水)	★畜産センター敷地内で発見された死亡野生いのししで豚コレラ陽性を確認（県内 5 頭目、同センター内 1 頭目、発見は 9/18）	・育成豚舎、分娩豚舎の夜間の放牧を中止
9/20(木)	・畜産センターへ電気柵を貸与	・放牧豚舎へ県貸与の電気柵を設置
9/21(金)	【電話連絡】 ■電気柵が有効でない豚舎は、ワイヤーメッシュで塞ぐよう指導	・分娩豚舎等へ夜光ひもを設置（ワイヤーメッシュの納入までの臨時措置）
9/22(土)	・畜産センターへ家保の検査用資材（長靴、防護服等）を送付 【電話連絡】 ■育成豚舎の既存フェンスの隙間へのコンパネ（ベニヤ板）設置を指導	
9/23(日)	★畜産センター敷地内で発見された死亡野生いのししで豚コレラ陽性を確認（県内 6 頭目、同センター内 2 頭目、発見は 9/21）	

	<p>【市畜産課、公園整備課、指定管理者宛て文書発出】（手交）</p> <p>■畜舎内外の消毒、いのしし侵入防止策（防護柵、電気柵等）を指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> 育成豚舎及び雄豚舎へコンパネ（ベニヤ板）を設置 全豚舎の夜間の放牧を中止
9/25(火)の週		<ul style="list-style-type: none"> 市畜産課から畜産センターに対し、早期出荷を助言
9/26(水)	<p>【立入調査】（衛生監視プログラムによる立入）</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨床検査、検温等を実施 →豚コレラを疑うような異常なし 採血、PCR検査実施（21頭） →陰性判定 コンパネ（ベニヤ板）設置を確認 飼養衛生管理状況を確認 豚舎毎の長靴設置を確認 <p>■豚舎毎に衣服交換を行うよう指導（農場に配置してある家保の防護服の使用でも可）</p> <p>■出入口の消石灰散布幅の増を指導（1m幅程度しか散布されていなかったため）</p> <p>■畜産センターと市公園整備課と連携を密にし、迅速な対応が可能な体制とするよう依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> 防疫資材（消石灰 20kg×42袋）を配布（直送） 	<p>（参考）中央家保からの通知文書の内容</p> <p>「豚コレラへの防疫対策の徹底について岐阜市内の養豚場での豚コレラの発生、近隣市街地および山中での豚コレラウイルス保有いのししの摘発に伴い、豚飼養施設での豚コレラ感染の危険性が非常に高くなっています。つきましては、畜舎内外の消毒、いのししの侵入防止対策（物理的障壁、防護柵、電気柵の設置）等、家畜伝染病予防法第12条の3飼養衛生管理基準に基づいた、考える最善の対策を緊急に講じていただき、岐阜市畜産センター公園への豚コレラウイルスの侵入阻止に全力を尽くしてください。」</p> <ul style="list-style-type: none"> 長靴は各豚舎に1足ずつ設置（9/25）、大人数での作業時や獣医師入場時は、各自の長靴を踏込消毒し、入舎していた。
9/27(木)	<p>【訪問】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防疫資材（防護服 22着、長靴 11足、踏込消毒槽 22個、ブルーシート 2枚）を配布（直送） 防疫資材（動力（消毒液）噴霧器）を貸与（持参） <p>■動力噴霧器を活用した消毒実施を指導</p>	
9/28(金)		<ul style="list-style-type: none"> 雄豚舎及び分娩豚舎へワイヤーメッシュを設置
10/1(月)	<p>【立入調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 豚舎周囲の確認 放牧豚舎への電気柵設置を確認 	

	<ul style="list-style-type: none"> 電気柵が設置できない豚舎へのワイヤーメッシュ、コンパネ設置を確認 ■通路部の消石灰散布量の増を指導	
10/ 3(水)	【立入調査】 (監視対象農場への立入) <ul style="list-style-type: none"> 臨床検査、検温等を実施 →豚コレラを疑うような異常なし ■消石灰散布範囲拡大を指導	
10/ 5(金)	【市畜産課が県畜産課を別件で訪問】 ■県畜産課から市畜産課に対し、豚の早期出荷をアドバイス (感染リスクが高い中、なぜ早急に飼養豚をゼロにしないのか)	
10/ 7(日)		◇出産12頭 (死産等2頭除く) →飼養40頭
10/ 8(月)	【立入調査】 (報告徴求に基づく立入) <ul style="list-style-type: none"> 血液検査、解剖検査、PCR検査実施 (3頭) →陰性判定 	(報告徴求：豚コレラの可能性を否定できないような状況なし 備考：食欲なし1頭 ※前日も同様の報告)
10/ 9(火)	【立入調査】 (監視対象農場への立入) <ul style="list-style-type: none"> 臨床検査、検温等を実施 前日検査した豚の状況確認 →豚コレラを疑うような異常なし ■日中の放牧中止を指導 ■豚舎周囲への消石灰散布量の増を指導 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 成体については、11/12が最終出荷予定 (10/5に親豚に皮膚病の薬を注射、注射後35日間は出荷不可であるため) 哺乳豚について、市のと畜場は、成体 (概ね80kg程度以上)のみ受入可であり、哺乳豚の受け入れ不可。また、一度に大量の受け入れ不可 県外の哺乳豚取り扱いと畜場は他県からの受け入れ不可 (静岡県、茨城県に確認) 生体市場 (岐阜市六条) や養豚農家への販売も検討したが受け入れ先見つからず </div>	<ul style="list-style-type: none"> 市公園整備課より放牧中止を指示 昼夜完全に放牧を中止 (ただし、以後も豚舎内清掃時のみ、屋外へ出していた) ◇出産11頭 (死産等3頭除く) →飼養51頭 <ul style="list-style-type: none"> 市公園整備課より豚の順次出荷を指示 (早期に全ての豚を出荷することを目的)
10/10(水)		◇圧死1頭 (子豚) →飼養50頭
10/11(木)	■県畜産課が市畜産課に対し、豚の出荷予定について確認 →哺乳豚及び母豚を除き、10/25までに出荷予定	◇衰弱死1頭 (子豚) →飼養49頭 (報告徴求：豚コレラの可能性を否定できないような状況なし) ◇出荷6頭→飼養43頭
10/15(月)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 出荷6頭のうち1頭は病畜として出荷されたが、と畜場にて生体検査前に死亡 </div>	◇出荷4頭→飼養39頭

10/16(火)		◇出荷 4 頭→飼養 35 頭
10/17(水)	<p>【立入調査】（監視対象農場への立入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理状況の確認 ・豚エリアの封鎖状況確認 ・飼養豚の出荷計画を聴取 <p>■消石灰の定期散布、立入時チェックリストの保存を指導</p> <p>■飼育豚の出荷計画を確認</p> <p>→哺乳豚は出荷時期未定</p>	
10/18(木)	<p>【報告徴求詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10/19 体温 40.3℃、肺炎と診断し、加療（抗生物質投与）、同居豚の異常なし ・10/20 体温 38.0℃ ・10/21 体温 41.0℃、食欲なし、流産後衰弱死、同居豚の発熱なし 	・市公園整備課より哺乳豚についても順次出荷を指示
10/21(日)		◇衰弱死 1 頭（繁殖雌）→飼養 34 頭 （報告徴求：豚コレラの可能性を否定できないような状況なし）
10/23(火)		◇出荷 6 頭→飼養 28 頭
10/24(水)	<p>【立入調査】（監視対象農場への立入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理状況の確認 <p>■飼養豚の出荷計画を確認</p> <p>→肥育雄は 11/12 出荷予定</p> <p>■哺乳豚 21 頭の行き先検討を相談</p>	
10/31(水)	<p>【立入調査】（監視対象農場への立入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理状況の確認 <p>■飼養豚の出荷計画を確認</p> <p>→哺乳豚離乳後、母豚 2 頭出荷予定</p>	
11/ 5(月)	<p>【立入調査】（監視対象農場への立入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理状況の確認 	
11/ 6(火)	<p>【家保が畜産センターに聞き取り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体温 39.3℃、同居豚体温 39.1℃、41.1℃、37.6℃、39.7℃ 	◇出荷 2 頭→飼養 26 頭
11/10(土)		◇衰弱死 1 頭（繁殖雄）→飼養 25 頭 （報告徴求：豚コレラの可能性を否定できないような状況なし）
11/12(月)		◇出荷 2 頭→飼養 23 頭
11/13(火)	<p>【畜産センター飼養担当者の所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耳に若干の紫斑あり、体温 40℃程度、元気及び食欲問題なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養担当者が飼養豚 1 頭の状況を確認 <p>→担当獣医師が不在のため、翌日に連絡</p> <p>（報告徴求：豚コレラの可能性を否定できないような状況なし）</p>

11/14(水)	<p>【家保が市獣医師に聞き取り】 10:20 体温 40.3℃、活力低下、耳に紫斑あり、同居豚に異常なし</p> <p>【市獣医師の所見】 13:00 体温 41.0℃、食欲悪い、両耳介、臀部にチアノーゼあり、肺雑音なし</p> <p>【市獣医師から家保に連絡】 14:00 体温 41.0℃、活力あり、食欲そこそこ、同居豚体温 39.5℃、活力及び食いあまりよくない→家保より治療継続を指示異常なし</p> <p>【報告徴求詳細】 16:00 報告詳細：体温 41.0℃、活力低下、同居豚に異常なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 13:00 担当獣医師が飼養豚 1 頭の状況を確認 ・ 14:00 担当獣医師が家保に加療の是非を相談 <p>→家保から加療してもよいのと回答を受け、治療（抗生物質注射） (報告徴求：豚コレラの可能性を否定できないような状況なし)</p>
11/15(木)	<p>【市獣医師の所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食欲不振、喉や上腕部にもチアノーゼあり、寝ているときに痙攣あり、一方尻尾を振るなど活力あり <p>【立入調査 16:15】（通報に基づく立入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 血液検査、解剖検査、PCR 検査実施（2 頭） <p>→陽性判定（11/16 の 1:00）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼頃担当獣医師が昨日の加療豚を確認 ・ 14:40 市獣医師が家保に血液検査を依頼
11/16(金)	<p>★センターで＜県内 2 例目＞豚コレラ事案発生（疑似患畜確定）</p> <p>06:20 殺処分完了（全 21 頭）</p> <p>15:00 農場における防疫措置完了</p>	
	<p>【立入調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国疫学調査チームへ同行 	

（畜産センターの運営及び飼養管理形態）

- ・ 当該農場は、通常の農場と異なり、観光施設（公園）の側面があり、不特定多数の人が出入りする施設である。
 - ・ 豚の所有者は、当該農場の施設所管部局である都市建設部（公園整備課）であるが、農場の運営管理及び豚の飼養管理は指定管理者制度で民間業者に委託されている。なお、市の畜産行政を所管する農林部畜産課は、畜産センター敷地内にあり、市内各農場における防疫に関する指導を担うとともに診療獣医師として関与している。
- ※平成 24 年度以前は畜産担当部局（農林部）所管の公園であった。

（防疫対策の実態）

- ・ 一般公開の中止や、防護柵の設置による野生いのししとの直接的な接触防止など、一定の対策は実施されていた。

- ・ しかし、畜舎ごとの専用の靴及び衣服の設置及び使用が徹底されておらず、また、使用重機の洗浄・消毒を実施しないことがあるなど、人及び重機等によるウイルスの侵入対策は不十分であった。
- ・ 県中央家保は、9月9日（日）以降、畜産センターに対し、防疫対策の徹底について基本的な部分を含め多岐にわたる指導、助言しており、同センターに対しては、県内農場で唯一個別に文書も発出していた。
- ・ 11月16日の豚コレラ疑似患畜確定以後については、関係機関、市、県が連携して対処し、防疫措置は同日中に完了しており、迅速かつ的確な対応であった。

（県中央家保の認識：聞き取り調査による）

- ・ 「農場に対し、防疫措置を指示、アドバイスを継続していたが、農場の対応はスピード感に欠け、畜産課、畜産センター管理業者、公園整備課の中で防疫に関する責任所在があいまいな印象を受ける。」

課題等

- ・ 岐阜市及び指定管理者ともに、農場の主体者として家伝法12条の3に基づく「家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養にかかる衛生管理を行わなければならない」という意識が低かった。
- ・ 岐阜市は豚コレラに関する対応マニュアルがなく、その結果、畜産センターの運営管理に関する3者（都市建設部、農林部、指定管理者）の役割が不明確であった。
- ・ これらの結果、飼養衛生管理基準が適切に遵守されておらず、国の拡大豚コレラ疫学調査チームによる指摘も受けている。

（参考：国の疫学調査チームによる指摘）

（11月20日 第2回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会の場で公表）

- （ア） 飼料置き場や堆肥置き場が豚舎間で共有されており、飼養管理者等が豚舎間を移動するが、それぞれの豚舎周辺だけが衛生管理区域に設定されていたこと
- （イ） 公園エリアと畜産エリアで共通の重機が使用されており、畜産エリア（本来の衛生管理区域）で使用する際に、洗浄・消毒が行われていない事例もあったこと
- （ウ） 飼養管理者等が豚舎に入る際に専用の衣服としておらず、また、豚舎ごとに踏込消毒槽及び専用の長靴が設置されていたとのことだが、他の長靴を消毒のみで豚舎で使用していた場合があること

- ・ 一方、県中央家保は、この間度々の立入検査等を実施してきているが、結果として、同農場で豚コレラ感染事案が発生したことを鑑みると、10月21日の豚の衰弱死1頭、11月10日の衰弱死1頭、11月14日の加療の相談時において、立入検査などによる確認をしておく必要があったのではないかと考えられる。

3 県の今後の取り組み

事実関係

- ・ これまで、防疫対策について、資材の配布や農場への立入り指導などを実施してきたが、一方で指導内容及びその後の改善状況確認について、指導の徹底を欠いたところがある。

対策：県の取り組みの改善点及び強化する点

- ・ 各農場に対し、改めて「発生の予防」及び「早期発見、早期通報」を徹底するため、感染のリスク及び発生時の影響を明確に説明した上で、飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導、助言する。
特に、人及び重機などによるウイルスの持ち込みを防止するため、専用衣服及び靴の使用、機器の洗浄・消毒を徹底する。
- ・ 指導、助言の内容については、文書で記録することとし、口頭等による場合でも、その後の対応を含め、詳細かつ具体的に記録し、保管するよう徹底する。また、必要に応じて文書により指導することとし、その場合は対処すべき措置を個別具体的に明示する。
- ・ 県による農場の現地確認時においても、飼養衛生管理基準の遵守状況について、チェックリストで確認するとともに指導内容等の記録を徹底する。
現地確認内容としては、チェックリストに豚と野生いのししとの接触を防止する措置についての項目を追加するほか、今回、重機の使用状況の確認が不十分であったことから、他の農場についても重機の使用状況及び洗浄・消毒状況について適切かどうか点検を行う。
- ・ 県としても、改めて「早期発見」及び「迅速かつ的確な初動対応」を徹底するため、農場等との連携を緊密にし、また、現場の状況を国とも共有し、わずかな兆候も見逃さず、速やかに立入検査を実施するよう職員に周知徹底する。
- ・ 今回事案について、現時点で侵入ルートが明らかになっていないが、野生いのししとの直接接触について、一定の対策がなされていたことを踏まえると、人、重機、小動物などによるウイルスの持ち込みなども考えられる。
人、重機については、上述のとおり飼養衛生管理基準に基づく対応の徹底を指導することとし、そのほか、周辺で野生いのししの豚コレラへの感染が頻繁に確認されるなど、農場への感染リスクが高まっている場合及び感染した場合の影響が大きい場合には、防鳥ネット設置などの小動物対策も実施するよう指導する。また、特に畜産センターのような観光農場などについては、飼養頭数を必要最小限とする措置を検討するよう、必要に応じてアドバイスをを行う。